

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情第7号
件名	防災・生活関連整備の地域間格差をなくし、安全、安心な公共事業を国の責任で実施することを求める意見書の提出について
要旨	<p>我が国は、地震、台風、集中豪雨等の自然災害に対し脆弱な国土となっており、毎年のように自然災害が多発しています。北陸地域においても'04年の新潟・福島水害、中越大震災。'07年の能登半島沖地震、中越沖地震などの発生により大規模な被害が発生しています。</p> <p>これらの災害対応については、私たちの職場である国土交通省北陸地方整備局並びに公共事業建設作業従事者においても一丸となって直轄災害復旧や被災地自治体への広域災害支援等を実施してきました。</p> <p>今、地域住民はこれまでの大規模災害により、「防災対策」の充実など安全で安心な生活を確保するため公共事業に大きな関心を持っています。このことは国土交通省全建設労働組合北陸地方本部が地域住民や自治体首長を対象に取り組んだアンケート(2000年～2006年の7回実施)結果からも明らかです。私たちは公共事業の実施により、すべての国民に安全、安心で平等、公平なサービスを提供するためには、これまでと同様に国の責任において防災・生活関連の整備、維持管理を行うことが必要と考えています。</p> <p>現在、政府は「経済財政改革の基本方針2007」において地方分権、道州制、公務員削減の推進などを決定し、地方分権、道州制については今後3年で検討することとしています。しかし、財源については明記がなく、政府が財源の伴わない地方分権をもくろんでいることが想定されます。その結果、今後必要な河川、港湾、道路、空港の整備は、地方の財政事情により地域間格差が発生、増大することが明らかです。さらに、国土交通白書では、これまでの社会資本整備の結果、今後、維持管理及び更新費用が現在の2倍以上になると試算しています。現在整備済みの河川、港湾、道路、空港施設も地方分権により移管され、その維持管理の水準も地域間格差が増大することが予想されます。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付託年月日委員会	平成19年12月 3日 総務常任委員会
受理	平成19年11月15日 第1510号

これまで、重要な河川、港湾、道路、空港の整備、維持管理は国が行う中で、一定の水準を保ってきました。今後、地方分権が進む中で、住民の安全で安心な生活は地域間格差が増大することが予想されます。やはり、地域間格差のない住民の安全で安心な生活を確保するため、防災・生活関連整備、維持管理はこれまでと同様、国の責任で行う必要があります。また、良好な公共事業を実施するためには、建設労働者の労働条件を改善する必要があります。現在多発する低入札の影響で建設労働者の処遇は低く抑えられています。建設労働者の労働条件を改善するためには下請け業者の契約金額を正当なものにする必要があります、そのためにも公契約法の制定が重要となります。

貴議会におかれましても、私たちの要求と運動に引き続き御理解いただき、下記事項の実現に向け、関係機関への意見書提出について最大限の御協力を賜りたく陳情をいたします。

記

- 1 地域間格差のない公共事業を推進し、住民の安全、安心な生活を確保するため防災・生活関連施設整備、維持管理は国が責任を持って行うこと。
- 1 良好な公共施設の建設及び維持管理を実施するとともに、建設労働者の労働賃金を確保するため公契約法を制定すること。